NWEC 男女共同参画統計ニュースレター

No.３　2010年６月25日
NWEC 男女共同参画統計ニュースレター編集委員会
事務局　独立行政法人国立女性教育会館

目　　次

１．第３次男女共同参画計画（中間整理）と男女共同参画統計―「中間整理」へのパブリック・コメントを終えて―
２．平成 22 年度「男女共同参画のための研修と実践の交流推進フォーラム（NWEC フォーラム）」における男女共同参画統計ワークショップのお知らせ
３．地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編）
　④福岡県福岡市
４．地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編）
　⑤三重県
５．第 3 回世界ジェンダー統計フォーラム：10 月 11-13 日　マニラで開催
６．主要指標の解説（2）
　UNDP のジェンダー・エンパワメント尺度（GEM）
７．男女共同参画統計関係行事

１　第３次男女共同参画基本計画（中間整理）と男女共同参画統計 ―「中間整理」へのパブリック・コメントを終えて―

金沢大学経済学経営学系　杉橋やよい

第３次男女共同参画基本計画（中間整理）（「中間整理」と略す）が４月 15 日の第 34 回参画会議後公表され、それに対するパブリック・コメント（以下、パブコメと略す）の募集が 2010 年４月 16 日～5 月 12 日にあった。これを踏まえて現在、基本問題・計画専門調査会で基本計画案の修正が進んでいる。

「中間整理」の構成　「中間整理」は、第１部「基本的考え方」、第２部「重点分野」、第３部「推進体制」の３部構成で、２部は 14 の重点分野（第２次基本計画は 12 分野）から成る。新設分野は、第３「男性、子ども」、第７「障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境整備」、第 11「科学技術･学術分野」、第 13「地域」であった。なお、11 と 13 は、第２次計画の「新たな取組を必要とする分野」からそれぞれ独立した。以下では、この「中間整理」での男女共同参画統計（以下、「参画統計」と略す）の取上げとそれに対するパブコメを紹介しよう。

「中間整理」での男女共同参画統計　参画統計の記述は、第１次や第２次計画と同様に、主に第２「社会制度･慣行の見直し」といくつかの分野にある程度見られるが、今回初めて第１部「基本的考え方」でも語られた。

すなわち、第１部の２で、「男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、（中略）ジェンダー統計の活用を進める」という。男女共同参画の現状を把握し政策を立案・改善するためにも、ジェンダー統計の活用は当然だろう。同時に「活用」できるジェンダー統計を用意することが必要だが、第１部ではそれ以上の叙述はない。

第２部では、①第２「社会制度･慣行の見直し」がジェンダー統計を最も多く書き込み、②第６「農山漁村」で「男女別データの把握」、③第８「女性に対する暴力」では「的確なデータの在り方の検討」、④第９「健康」では「健康や医療サービス提供に関する男女別データの収集」の叙述がある。①の参画統計関係個所を引用しておく。

「４　男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供
（1）施策の基本的方向
男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関

する調査研究を進めるとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査の実施や、業務統計を含めた統計情報等の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシー保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。

（2）具体的な取組

①男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握を行う。

②調査や統計における男女別情報（ジェンダー統計[7]等）の充実を図る。

③「ジェンダー予算」の実現に向けた調査研究を行う。

［脚注[7]：ジェンダー統計とは、男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計である。ジェンダー統計の整備のため、統計調査等について、可能な限り性別データを把握し、公表する必要がある。なお、「ジェンダー予算」と④の「無償労働」にも脚注 8 と 9 がついているが省略する］

④ 家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働の把握や家庭で担われている育児・介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。」

第 3 部「推進体制」では、明確に参画統計を謳っていない。

「中間整理」に対するパブリック・コメント　男女共同参画局の集約によれば、パブコメは、ホームページ上、FAX、郵便で受付け、中間整理全体に関して延べ 13,289 件あった。意見数は、分野別には公表されているが、さらに項目別には示されていないため、どの項目に対する意見が多かったのかは不明である。

また、参画統計に関する意見は以下の通りであった。2「社会制度・慣行」の「男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供」では、「ジェンダー予算」への賛否／「無償労働について、全体的に踏み込みが足りないと感じる。生活時間調査を含めて無償労働をきちんと評価すべき」／「ジェンダー統計について、国はリーダーリップを発揮して整備すべき」／「ジェンダー統計の整備について、国はリーダーシップを発揮して地方自治体の取組を促進すべき」の意見があった。その他、性別統計の整備は、障害者雇用や障害者年金などの障害者関連、研究者等の科学技術関連で要求があり、性別に加え年齢別は農山漁村関連統計で、統計の整備と活用は雇用と女性の貧困分野において指摘された。調査・分析に障害者当事者の参加の要求も提出された。また、（実態）調査が必要という意見のあった分野は、自営中小企業女性の労働・健康、育休切りをはじめとする妊娠・出産に際した不利益的取扱い、長時間労働や深夜労働の心身や家庭生活への影響、1993 年の WTO 協定以降の農山漁村の女性の経済状況、高齢（65 歳以上）の無年金者、マイノリティ女性に対する差別や排除の実態、様々な困難を抱える人々に対する DV、メディアにおける女性の参画状況、であった。

経済統計学会ジェンダー統計研究部会からの意見の一部紹介　参画局のまとめでは、パブコメでの提出意見が必ずしも丁寧には紹介されていないので、筆者が関与している上記研究部会からのパブコメの一部を紹介する[1]。

この部会は団体としてパブコメを提出し、(i) 参画統計をすべての 14 分野で取上げること、(ii) ジェンダー統計を狭く「男女別統計」と誤認しないようにより正確に叙述すること[2]、(iii) 国と地方において男女共同参画担当部署と統計機関との連携の強化等の記述の挿入、を求めた。また部会員らが、地域の男女共同参画統計と統計活動の充実や途上国へのジェンダー統計支援の継続・強化などの意見も出した。しかし、これらは、参画局の集約には十分には反映されていないように思える。

今後に向けて　パブコメ受付終了後、すでに 2 回の基本問題・計画専門調査会が開催され（5 月 27 日, 6 月 7 日）、基本計画案の修正が進められている。大きな変更点は、第 7 分野「高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備」を、第 7「貧困など生活上の困難に直面す

[1] 部会と部会員によるパブコメ全体は、経済統計学会ジェンダー統計研究部会（2010.8 予定）『ジェンダー統計研究部会ニュースレター』No.20 に掲載する予定である。

[2] 具体的には、ジェンダー統計を説明する脚注 7（上に紹介した）を「ジェンダー統計の整備・充実のために、男女共同参画社会の形成にかかわる重要問題を統計調査が広く取り上げ、個人については少なくとも性、年齢別の表示、さらにその他重要な属性とのクロス集計につとめ、組織や団体・資源・制度等についても可能な限り男女別に表示することが重要であり、国と地方の統計機関と男女共同参画担当部署が連携する必要がある」に変更することを要求した。

る男女への支援」と第 8「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」の 2 つに分割したことだろう。これにより、重点分野数が 14 から 15 に増えている。

参画統計については、障害者と科学技術の分野に対する意見を反映して改善された。①障害者に関して、「男女別の統計データの充実等について検討」（5/27、6/7）が加えられ、科学技術の分野では、②「各大学や公的研究機関等における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する」（5/27）、③「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する」（5/27）と、修正･追加があった。

しかし、それ以外の箇所で、参画統計関係の記述は改められていない。とりわけ、ジェンダー統計を単なる「男女別統計」として狭く捉えた叙述がほとんどであり、男女共同参画社会形成に向けた「変革の道具」ととらえている国際的なジェンダー統計活動での認識とは違い、統計の位置づけが依然として弱いように思える。これは、参画局が集約した意見一覧に、ジェンダー統計の記述の改善要求意見が反映されていなかったことにも見られる。国際的ジェンダー統計論では、少なくとも性別に加え年齢別のクロスも当然視されているが、その認識も無いか弱く、パブコメの後にも改善されていない。同じことは、統計部局との連携や地域のジェンダー統計の支援･強化等をうたうべきという意見の扱いにもいえる。

国際的な参画統計の到達点－北京行動綱領、『世界の女性 2005』に掲げられた戦略等－や国内での研究の発展を踏まえた上で、日本の参画統計を前進させる具体的計画が盛り込まれるべきだろう。今後、今回のパブコメ等を活用しながら、参画統計に関する活発な論議が必要とされている。

2　平成 22 年度「男女共同参画のための研修と実践の交流推進フォーラム（NWEC フォーラム）」における男女共同参画統計ワークショップお知らせ

平成 22 年 8 月 27 日（金）～29 日（日）に開催する「男女共同参画のための研修と実践の交流推進フォーラム（ヌエックフォーラム）」において、男女共同参画に関するワークショップを以下のとおり行います。皆様のご参加をお待ちしております。

「地域づくりと男女共同参画統計」

日時：8 月 28 日（土）12:30～14:30

場所：国立女性教育会館研修棟１０１研修室

男女共同参画統計（ジェンダー統計）とは男女共同参画に関わる問題を統計によって明示し分析するとともに解決策を立案し、政策の進捗状況を監視しようとする統計理論と活動分野で、男女共同参画施策を推進するためには不可欠です。このワークショップでは男女共同参画統計の理解を深めるとともに、日本の男女共同参画を進めていくためには男女共同参画統計をどのように活用すればよいのかを考えます。

施策説明者：伊藤　彰彦　（財）統計情報研究開発センター理事長・元総務庁統計局長

事例提供者：三重県男女共同参画センター、国立女性教育会館

研究発表者：杉橋　やよい　金沢大学准教授、国立女性教育会館客員研究員

3　地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編）　④福岡県福岡市「福岡市男女共同参画データブック」

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスは、九州では初めての、また政令指定都市では 2 番目の女性センター（福岡市女性センター・アミカス）として 1988 年 11 月 2 日に開館しました。2004 年には「福岡市男女共同参画を推進する条例」の制定を機に「福岡市男女共同参画推進センター・アミカス」と名称変更し、現在に至っています。

アミカスは、開館当初から調査研究事業を展開しており、1998 年までは、「現代女性図鑑」として、福岡の女性を取り巻く環境について、全国及び世界のデータと比較しながら解説してきました。

「福岡市男女共同参画データブック」は、2004 年度から隔年で発行しており、最新の 2008 年度版は、A 4 版の 76 ページで、 9 つの分野に分類した約 150 の図表を掲載し、福岡市のデータを全国、政令指定都市及び世界のデータと比較しています。

福岡市の男女共同参画に関する統計資料
1993 年 3 月「現代女性図鑑　福岡からのメッセージ」（福岡市市民局）
1996 年 3 月「現代女性図鑑・データブック」（(財) 福岡市女性協会）
1998 年 10 月「現代女性図鑑'98 ふくおか女性物語」（(財) 福岡市女性協会）
2005 年 3 月「2004 年度版福岡市男女共同参画データブック」（(財) 福岡市女性協会）
2006 年 3 月「2005 年度版福岡市男女共同参画データブック」（(財) 福岡市女性協会）
2007 年 3 月「2006 年度版福岡市男女共同参画データブック」（福岡市市民局）
2009 年 3 月「2008 年度版福岡市男女共同参画データブック」（福岡市市民局）

「福岡市男女共同参画データブック」の分類（2008 年度版）

I. 人口
II. 世帯と家族
III. 労働と仕事
IV. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
V. 家庭のなかの役割分担
VI. 教育
VII. 女性の人権
VIII. 意思決定の場への参画
IX. 男女共同参画社会の形成に関する意識

【福岡市の男女共同参画社会の形成に関する意識】

福岡市における「男女共同参画社会」の周知度については、2008 年に市が行った調査では、全体の 70.9%が「内容を知っている・聞いたことがある」と答えています。これは、内閣府の調査（2007 年）において「見たり聞いたりしたことがある」という回答が政令指定都市では 56.2%、全国では 63.8%であることと比べ、高い割合となっています。

しかしながら、「福岡市男女共同参画を推進する条例」について「内容を知っている・聞いたことがある」と答えた人は全体で 32.7%にとどまり、さらに自治組織として、小学校区ごとに構成される男女共同参画協議会（部会）について「内容を知っている・聞いたことがある」と答えた人は、全体の 22.6%で、地域における男女共同参画の周知度は低い割合にとどまっています。

データブックは、これらの福岡市の男女共同参画の現状を具体的な数字で示し、地域や公民館などで開催される男女共同参画講座等において貴重なデータとして活用されています。

●福岡市で「男女共同参画社会」の「内容を知っている」「聞いたことがある」人は約 7 割

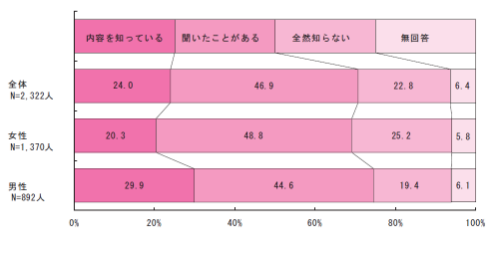

資料：福岡市「市政に関する意識調査」2008 年

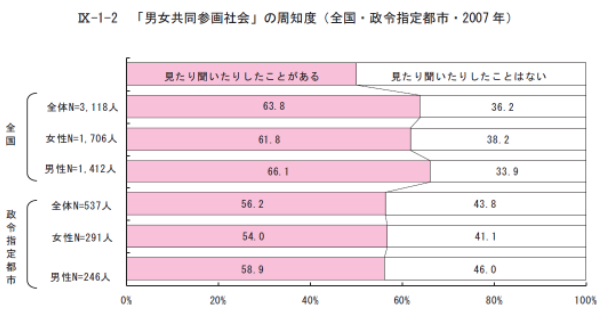

資料：内閣府男女共同参画局「内閣府男女共同参画社会に関する世論調査」2007 年

●「福岡市男女共同参画を推進する条例」の周知度は約３割である

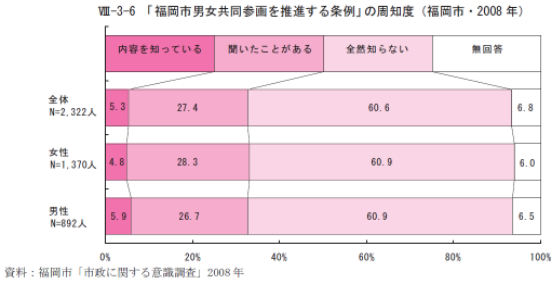

資料：福岡市「市政に関する意識調査」2008 年

●校区に男女共同参画を推進する組織があることを知っている人は約５分の１

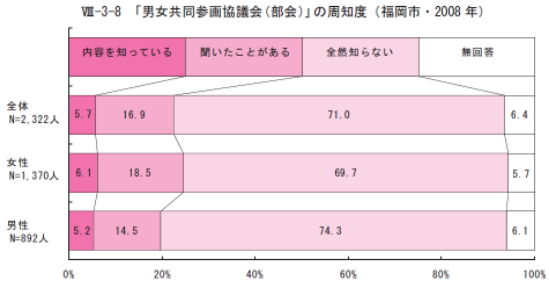

資料：福岡市「市政に関する意識調査」2008 年

【工夫していること】

初版発行以降、データの更新とともに、項目の追加・見直しも行ってきました。結果として 2004 年度版は 71 ページだったものが、2008 年度版では 76 ページに増えています。また、読者の意見を参考に、鉛筆での書き込みをしやすいように、紙質をコート紙から上質紙に変更しました。

【困ったこと】

男女共同参画社会に関する意識調査の実施は、福岡市では５年ごとのため、毎年行われる国の調査と比較する際に調査年の開きが大きくなります。その他の統計資料についても、５年、３年、毎年、１回きりなど、更新の頻度が異なるため、「果たしてこの比較は適当か」など、悩みながらの編集作業を行っているのが現状です。

【反響】

2008 年度版データブック発行と同時に、新聞で「結婚と結婚観」のデータが記事になり、福岡市では「結婚は個人の自由であるから結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考えに「賛成・どちらかといえば賛成」という人の割合が、男女とも全国よりも高いことが紹介されました。この記事をきっかけにデータブックのことを初めて知った方もおられ、データブックをきっかけに「男女共同参画」の意識がより浸透することを願っています。

４　地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編）　⑤三重県

調査研究事業「統計で見る三重の男女共同参画」について

三重県男女共同参画センター　滝石麻衣子

【三重県男女共同参画センターの「調査研究」事業について】

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、「情報発信」、「研修学習」、「相談」、「調査研究」、「参画交流」の５本柱で事業展開をしています。その中の「調査研究」事業では、男女共同参画を推進するために解決すべき諸問題や課題などについて調査研究をしています。これまでの取組として、平成 16 年度から５カ年かけて県民協働で取組を進めてきた『三重の女性史』があります。これは貴重な資料の収集・保全を行い、三重の女性の生きた歴史を整理して後世に引き継ぐことを目的に行いました。平成 21 年度に発刊して後、現在は作成に向け調査研究活動に携わった県民有志で構成される「三重の女性史研究会」が発足し、「フレンテみえ」と協働で女性史を広める活動と、「三重の女性史」を活用した男女共同参画を啓発するための活動を続けています。

平成 21 年度からは「三重の男女共同参画」の現状を客観的に把握・分析し、また、センター事業の基礎資料データを蓄積することを目的にジェンダー統計の調査研究がスタートしました。現在、平成 23 年度の男女共同参画データブック発行に向けて取組を進めています。

【「ジェンダー統計」のスタートにあたり】

国立女性教育会館が発行している男女共同参画データブックを参考に、また、「農業・漁業分野」など三重県の地域性を踏まえた構成で調査項目を検討し、統計データ収集に取りかかりました。収集作業では、分野によって男女別のデータが少ないという現状が伺え、男女共同参画の視点での統計調査が県内ではまだまだ浸透していない現状があることが分かりました。

【県民に男女共同参画の現状を分かりやすく伝えるために】

調査研究の第 1 段階として、平成 21 年度には、分かりやすく三重県の状況を伝えるためにリーフレット「統計でみる三重の男女共同参画」を発行しました。このリーフレットには県内のさまざまな分野での男女共同参画の状況を国との比較で記載し、また、国際比較（HDI、GEM、GGI など）など日本の状況をダイジェストにまとめています。リーフレット発行にあたり、手にしやすい形式や、より分かりやすい表現を目指し、作成には県民から構成され当センター事業で連携・協働しているフレンテみえ企画・運営サポーターの意見を取り入れながら作成を進めました。

【リーフレット発行後の反響について】

リーフレット「統計でみる三重の男女共同参画」は、県内の行政機関や教育関係、子育て関係機関など幅広い機関や団体に届け、さまざまな学習の場でご利用いただいており、特に大学のゼミなどから利用希望が多数寄せられています。また、遠方の方などより一層広くご利用いただけるよう、ホームページからのダウンロードを可能としています。

http://www3.center-mie.or.jp/center/frente/chousa/index.html

【調査研究から見えてきた三重県の特徴】

三重県では、特に女性の「働き方」に関する意識に非常に顕著な特徴が見えてきました。

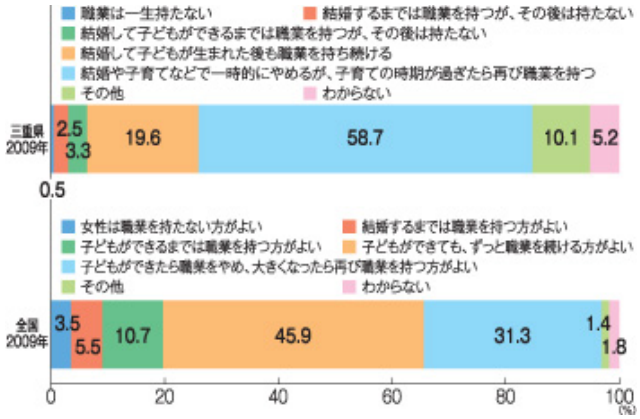

それは、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方が良い」と考える人が大変多く、三重県では 58.7%と全国の 31.3%に比べると倍近くの状況だということです。また、「子どもが生まれた後も職業を続ける方が良い」と考える人が三重県は 19.6%ですが、全国では 40%以上と、大きなギャップがあることが分かりました。

【統計から見えてきた課題を事業へ反映】

当センターでは、調査研究から見えてきた三重県の状況を踏まえ事業展開に活かしています。例えば、前述の通り、三重県では女性の「働き方」に関し大きな特徴があることから、解決していくべき重要な課題と捉え、平成 22 年度の年間テーマを「働き方」と掲げ事業を行っています。特に、年度の集大成として開催している男女共同参画フォーラムでは「男女ともにいきいきと働きつづける」をテーマに企画を進めています。

また、フォーラムワークショップやパネル展示にも調査研究の中間報告を行います。

【今後の取組について】

今後、さらに調査の分野を広げ、三重の男女共同参画データブック作成に向けて取組を進めていきます。当センターの調査研究では、県民協働で行うことにより調査・研究を通した県民のエンパワーメントも図っています。男女共同参画データブック作成にあたっては、特に、大学生・大学院生など若い世代に参画いただけるよう働きかけを行っています。

平成 22 年 7 月には、まず日本の現状、三重県の現状を知り、理解するため講座「統計で見る三重の男女共同参画」を開催します。この講座には、国立女性教育会館国際研究室室長の中野洋恵さんにもお越しいただく予定です。この講座を皮切りに、平成 23 年度発行に向けいよいよ本格的に統計データブックの作成を進めます。

今後、この調査研究事業を着実に進めることで、センター運営、事業展開の基礎資料である統計データの蓄積を図り、三重県の特徴を十分に把握した上で、より効果ある男女共同参画推進の取組ができるよう進めます。また、当センターで行った調査研究のノウハウを県内市町へ情報提供し、地域へ取組が広がることを目指していきたいと思っています。

5　第３回世界ジェンダー統計フォーラム：10 月 11-13 日マニラで開催

NL.No.2 の 6 でお伝えした第 3 回世界ジェンダー統計フォーラム（GFGS: Global Forum on Gender Statistics）は、10 月 11-13 日に、このフォーラムをふくむ国際的なジェンダー統計活動の指導機関である IAEG-GS「ジェンダー統計機関間・専門家グループ」（Interagency and Expert Group on Gender Statistics）の会議が 10 月 14 日に、フィリピンのマニラで開催されることになった。開催内容の詳細は、国連統計部（UNSD）[（http//unstats.un.org/unsd/default.htm）の Meeting and Events]のサイトとフィリピンの国家統計委員会（NSCB）のサイト（www.nscb.gov.ph）で近々公表される見込みである。

ジェンダー統計活動を集約し将来を展望するこのフォーラムが、アジアで開催される意義は大きい。多様なトピックスをとりあげていた第 1，2 回のフォーラムと異なって、この第 3 回は、リプロダクティブ・ヘルスや、VAW（女性に対する暴力：Violence Against Women）をふくむ保健（Health）問題に焦点がおかれ、報告は諸問題の測定の道具について、および統計作成全体のジェンダー主流化に関する各国統計システムでの経験を主にしたものになるとのことである。

6　主要統計指標の解説（2）
UNDP のジェンダー・エンパワメント尺度（GEM）

法政大学日本統計研究所客員研究員　伊藤陽一

前号での世界ジェンダー格差指数（GGGI）に続いて、今回は主要指標の解説（2）として、国連開発計画（UNDP）が、その『人間開発報告書』（*Human Development Report*）の北京会議向けの 1995 年ジェンダー特集号で発表し、それ以来広く使われてきた GEM（ジーイーエム）をとりあげる。ちなみに 2009 年版で示された日本の GEM 値の順位は 57 位であった。以下では、まず内外でたびたび作成される指数（Index）や尺度（Measure）の注意点を示し、GEM の説明に入りたい。

個別指数と総合指数　例えば、ほうれん草の 1 束の値段 135 円が 190 円に変化したとする。最初の値段を 100 とすると上昇した値段は 140.7 である。指数化は、特定の値段や数量を 100 や 10 あるいは 1 を基準にすることで、ほうれん草の 40.7%の値上がり等をわかりやすく示す。時間的変化とともに、特定の国や地域あるいは全体の平均を基準の 100 とすれば、地域間比較もできる。ほうれん草 1 束から、範囲を広げて野菜類、食物類、さらに広く消費に関連する品物・サービス全体の物価の変動を示すことがある。これが消費者物価指数（CPI）である。ほうれん草 1 品の価格変化を示すのが個別指数であるのに対して、幾つかの個別指数を統合したものを総合指数（複合指数）という。

目的、項目選択、ウエイト、計算式、データの正確性に注意を　消費関連の品物・サービスを総合指数化するときには、①作成方法全体が目的にそっているか、②諸品目・サービスの選択、③ウエイトづけー品物・サービスごとの重み（重要度）の選択、④総合化のため計算式の選択、⑤これら計算に使うデータ（数量や価格等調査結果）は正確か、が注目点になる。CPI の計算式には、ラスパイレス式やパーシェ式などがあり、それぞれの計算式が長所と弱点を持つ。CPI の場合には、消費関連の品目・サービスの、物価変動という明確な目的があり、項目選択ではできるだけ多くを選び、ウエイトづけでは支出総額にしめる割合、であり、それなりの根拠を持っている。とはいえ、生計費の側からみると支出内容は収入階層によって異なり、ウエイトづけも一律であってはならない、という批判がなりたつのだが。

総合指数への疑問　さて、しあわせの度合いとか女性の地位などの指数とか、異質な構成要素に関わる分野や問題について、あれこれの指数や尺度が計算されてきている。しかし、そもそも狙っている対象を指数や尺度にまとめることができるかという根本的な疑問に加えて、先の注目点（項目選択、ウエイト、計算式、データの正確性）が明確な根拠（説得力）を持たずに作成されている場合が余りにも多い。旧経済企画庁が計算した「新国民生活指標（通称、豊かさ指標）」では、埼玉県や千葉県が最下位近くに位置づけられて県議会が文句を言った。政府が愚かな計算を行い、国民が煩わされた典型例である。極端にいえば、これら注意点をどう選択するか次第で、結果数字はいくらでも異なってくる。さらに露骨にいえば、これらを操作して都合のよい値を算出し、順位を上げ下げすることすらできる。

順位づけにも問題点ある　これら尺度等による順位づけ（ランキング）にも問題が多い。男女平等に必要不可欠な諸側面が整備されていなくても、副次的な側面で点数が高かったり、特定の側面だけで非常に高い点数があれば、総合点は良くなる。点数の差に殆ど意味のない、誤差の範囲内にある場合でも、順位がつけられてしまう。改善があっても他の国や地域がそれ以上に改善していれば順位は下がる。計算対象国が増加すれば順位が下がることがよくある。ここでは、最重要な諸側面が最低限の水準、あるいは望まれる水準に達しているか、といった見方が重要である。

GEM は男女平等の尺度ではない　GEM はどうか。これは男女平等に関する尺度ではない。報告書は「女性の能力ではなく機会に焦点をあてることによって、GEM は次の 3 分野でのジェンダー不平等を捕捉する」という。そして 3 分野について、①政治参加と意思決定力では「国会議員の女性割合」、②経済参加と意思決定力では「議員・高官・経営幹部」と「専門的技術的職業」での女性割合、③経済資源支配力では「男女の勤労所得」、という具体的項目を選択して総合化している。この 3 分野それぞれの計算式では男女の人口数の違いと∈（不平等に対する嫌悪度）で手直しをし、3 分野を単純に平均する （言い換えるとウエイトをそれぞれ 1 として合計して 3 で割る）計算を採用している。

疑問　疑問が直ちに生じる。(i)「機会に焦点をあてて」とされている。すなわち明快な不平等の尺度ではない。「機会に焦点をあてて」とは現実の不平等とどう関係するのか？　(ii) 何故 3 分野か？　(iii) 各分野の状況は、選択された具体的指標－例えば政治参加と意思決定力での国会議員の女性割合－だけで把握されたことになるか？　(iv) それぞれの具体的指標について適切で正確なデータが得られたか？　(v)　3 分野でと云いながら、これらを総合している。この総合化に意味があるか？　(vi)　総合化のために 3 分野で,結果数値を 0 から 1 の間に収める加工が施されている。特に勤労所得では、ゴールポスト（目標点）に対する獲得の相対的割合の算出をふくむアレコレの計算をしている。ゴールポストの数値の選択根拠は？　そして所得水準を取り入れたこのような計算は適切なのか？　(vii) 何故 3 分野のウエイトは 1 なのか？　(viii)　∈がとりいれられて、現在の計算では∈として 2 が使用されている。∈に 3 あるいは 4 を使えば結果数値は異なる。何故 2 なのか （説明にある「適度なペナルティ」とは）？　(ix) 国によって必要なデータを入手できず、またデータが不正確な場合がある。そしてこれらの疑問に対する UNDP の説明は十分とは言えないと筆者はうけとめている。

広い知識と経験による率直な疑義を　統計学だとか総合指数だとか言えば、専門外のことでわからないという読者がおられるかも知れない。指数等を理解できない場合の、そしてごまかされないための手段は、できるだけ広い知識や日常的な経験等にそって、これらデータや計算結果を十分批判的にみることである。もちろん他方で、統計データや指標は、現実をリアルに写し出すなら、説得力ある有力な材料になると考えて、筆者たちは NWEC『データブック』を作成しているのだが。

読者の皆さんに単純に問いたい。国会議員の女性割合、高官たちと専門的技術的職業従事者、一定の操作を加えた勤労所得を単純に平均するだけで、一国の「機会に焦点をあてた男女平等」あるいは「男女平等」を示すことができると考えますか？　国会議員の女性割合で 120 とか 130 位とかにある国が、57 位になってしまう計算結果を、男女平等の指数として受け入れることができますか？

GEM への専門的批判　GEM（そして前提になっている人間開発指数 HDI に対しては)、発表以来多くの批判がある。当初は *World Development* 誌など、そして *Journal of Human Development*　誌 2006 年 7 月特集号（Vol. 7，No.2）がとりあげた。GEM 批判は、議会で女性割合が高い場合でも女性は力を持っているか、地方議会や NGO 活動を無視するのか、エリート女性についての指数ではないか、等である【『研究所報』（法政大学日本統計研究所）No.38（2009 年）184～198 ページ】。

主な問題点　批判あるいは UNDP の反省の中で重要と思われるのは、(1)　GEM は男女平等の尺度として誤って使われているので、誤解がないようにすべき、(2)　経済資源支配力としての勤労所得の扱いで、その国の所得の絶対水準を持ち込む計算になっているので、これを男女の所得割合に切り替える修正をするべき、という点である。雑誌の特集号の直後の『人間開発報告書-2006 年版』では、「貧困国は例え勤労所得が平等に分配されていても高い GEM を達成することはできない。逆に富裕国は 3 つの側面におけるジェンダー格差が小さいか、あるいは（勤労所得の要素が GEM 値を引き上げるため）国が豊かであることによって GEM でよい結果が得られる」（邦訳,p329）と述べている。(3)　日本にそくした筆者独自の批判点として、専門的技術的職業の女性割合の上昇は、労働条件が良いとはいえない介護・看護・保育職への女性の集中（性別隔離）を含むのではないか、を付け加えたい。

2009 年版での説明の簡略化も問題である。GGGI がまだベター　『人間開発報告書』06 年版では修正を模索する方向が示され、07/08 年版で関連表の一部が強化された。しかし、GEM の計算方法は変化なしに継続され、09 年版で計算方法の説明が簡略化されたのも問題である。以上から、GEM は男女平等の指数としては使えないと筆者は考える。読者は、日本は GEM では 40~50 位代、GGGI では 101 位だったことを思い起こしていただきたい。GGGI 自体もなお弱さを持ち、今回の日本の値、したがって順位づけでの誤りによって、事務的体制の弱さを露呈したが、男女平等を示す指数としては GEM よりは、意味と計算方式が明確のように思える。

7　男女共同参画統計に関する行事など（2010 年～）

【行事等に関する情報を事務局にご連絡ください。編集委員会で検討の上掲載いたします】

月	日本	国際
2010 年		
2		27-28：北京+15NGO 女性世界会議（ニューヨーク）
3		1-12:北京＋15 検討会合：国連女性の地位委員会（CSW）第 54 会期
4	4.20-5.11　男女共同参画局：第 3 次男女共同参画計画・中間整理に関する公聴会	28-30: Work session on gender statistics, UNECE, Geneva
5	5～6 月　第 3 次計画答申案取りまとめ予定	
6	第 3 次計画を総理大臣へ答申	
7		12-30　女性差別撤廃委員会（CEDAW）第 46 会期
8	27-29　NWEC フォーラム・男女共同参画統計ワークショップ	
9	16-17　経済統計学会全国研究総会ジェンダー統計セッション（大分大学）	
10		11-13　第 3 回世界ジェンダー統計フォーラム（フィリピン）
11	第 3 次計画 8～11 月内閣府でパブコメを受けて整理	
12	第 3 次男女共同参画計画・閣議決定	

編集委員会から

NL.No.3 をお届けします。日本においては、第 3 次男女共同参画基本計画案の修正・検討が進行中ですが、本号では 4 月 15 日に公表された同計画の「中間整理」での男女共同参画統計の取り上げ方とそれに対するパブリックコメント（4 月 16 日～5 月 12 日）情報を掲載しました。

地方公共団体の男女共同参画統計活動では、市区では福岡市を、都道府県で三重県をとりあげました。なお、第 1 号でご紹介した富山県では、6 月に『とやまの男女共同参画データブック 2010』が発行されました。毎回、地方自治体での活動状況をお伝えしていきますので、ぜひ情報をお寄せください。

NL.No. 2 の訂正

p.2・7 行目：「理解を深化」→「理解の深化」
p.7・3 行目：「向けての国家機構」→「向けて国家機構」
p.9・7 項・3 行目：「24 日夜にから届いた」→「24 日夜に届いた」
p.11・7 項・下から 5 行目：「関与し、また給与」→「関与しておらず、また給与」
以上、お詫びして訂正させていただきます。

「NWEC 男女共同参画統計ニュースレター」No.3　2010.6.25（修正版）
事務局　独立行政法人国立女性教育会館
〒355-0292　埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地　E-mail　infodiv@nwec.jp